

第202回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和6年3月25日

第202回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和6年3月25日(月)

2. 開会時間 午後2時56分

3. 閉会時間 午後4時23分

4. 開催場所 アスト津 4階 アストホール

5. 提出議案

第1836号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)

第1837号議案 四日市都市計画区域区分の変更

第1838号議案 桑名都市計画道路の変更

6. 出席委員の議席番号及び氏名

2番委員	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学教授		
3番委員	中平 恭之	近畿大学工業高等専門学校教授		
4番委員	浦山 真美	三重県建築士会		
5番委員	野呂 政夫	三重県農業会議会長		
6番委員	山岡 智美	津商工会議所		
7番委員	浅沼 小百合	三重県宅地建物取引業協会		
8番委員	増田 理子	名古屋工業大学教授		
9番委員	米倉 洋成	東海財務局津財務事務所長	(代理	和藤 康)
10番委員	佐藤 寿延	中部地方整備局長	(代理	時岡 利和)
11番委員	森 重樹	東海農政局長	(代理	中谷 勝巳)
12番委員	寺村 英信	中部経済産業局長	(代理	浅野 哲基)
13番委員	金子 正志	中部運輸局長	(代理	村上 隆幸)
14番委員	難波 正樹	三重県警察本部長	(代理	須川 洋幸)
17番委員	荊原 広樹	三重県議会議員		
18番委員	龍神 啓介	三重県議会議員		
19番委員	平畑 武	三重県議会議員		
20番委員	田中 祐治	三重県議会議員		
21番委員	長田 隆尚	三重県議会議員		
22番委員	今井 智広	三重県議会議員		

第202回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 小菅次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、少し定刻より早いですが、ただいまより第202回三重県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の小菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 小菅次長

開会にあたりまして、県土整備部理事の佐竹からご挨拶申し上げます。

○県土整備部 佐竹理事

ご紹介いただきました、県土整備部理事の佐竹でございます。

第202回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は年度末の大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日頃からまた三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進に、ご理解とご協力を賜りまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本県では、持続可能な安全で快適なまちづくりを目指しまして、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めており、立地適正化計画の策定に取り組む市町も増加しているところでございます。

また、1月に発生しました能登半島地震を受けまして、改めて災害に強いまちづくりの必要性を認識したところでございます。

本県におきましては、南海トラフ地震で甚大な被害が想定されていますことから、発災後の復旧段階から、円滑に復興段階へ移行できますよう、市町職員を対象にした研修、事前復興まちづくり演習を実施しているところでございます。今後も引き続き、この研修を実施しまして、事前準備に努めて参りたいと考えておるところでございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますけれども、伊賀市内における産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案、四日市都市計画区域区分の変

更に関する議案、桑名都市計画道路の変更に関する議案の計 3 議案となっております。

議案につきましては、後程事務局から説明をさせていただきますので、様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 小菅次長

それでは、まず本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、ホチキスどめの資料でございますが、まず上から事項書、それから三重県都市計画審議会委員幹事名簿、次に審議会条例、そして審議会運営要綱、最後に、第 201 回の三重県都市計画審議会議案の手続き状況を一体としたものが 1 部と、本日議案の説明に際し説明いたしますパワーポイントの内容を別冊としたものが 1 部ございます。

資料の不足等がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。

※ 特段の声なし

なお、議案書につきましては、事前に配布させていただいておりますが、もしお持ちでない方、お見えでしたら併せて挙手でお知らせいただけますか。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

ありがとうございます。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 小菅次長

さて当審議会会長の浅野委員には、三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定によりまして、議長を務めていただくこととなりますので、議長席の方へ移動をお願いいたします。

※ 浅野会長、議長席に移動

＜議事録署名者の指名＞

○議長：浅野会長

それでは、ただいまから第202回三重県都市計画審議会の議事に入ります。
会議の議長を務めさせていただきますので、今後の議事進行につきまして、皆様のご協力お願いいたします。

本審議会の議事録署名者2名の方を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条第1項の規定により、議長から指名させていただきます。

本日は第6番委員山岡委員と、第7番委員浅沼委員の2人に署名委員をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

＜出席者数報告＞

○議長：浅野会長

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

報告いたします。

委員総数24名中、委任状の提出がありました6名の代理出席を含めまして、19名の方々にご出席いただいております。

○議長：浅野会長

ただいま報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が、委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

＜会議の公開・非公開＞

○議長：浅野会長

議案の審議に入る前にまず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回の審議いただきます議案につきましては非公開とできる場合に該当しないため公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 異議なし

異議がございませんようですので公開することを決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：浅野会長

次に、本日の傍聴者につきまして事務局より報告をお願いします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

一般傍聴者の方2名が来場されております。報道機関の方の来場はありませんでした。

○議長：浅野会長

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。しばらくお待ちください。

※傍聴者の入場

それでは、傍聴に際しまして注意事項をご説明いたします。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反したときは、注意し、また、これに従わない場合は、ご退室いただく場合もありますのでご留意願います。

4 第201回都市計画審議会に関する報告

○議長：浅野会長

次に、前回の第201回都市計画審議会議案の手続き状況に関する報告を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

事務局から前回の手続き状況について説明いたします。

資料9ページの、第201回三重県都市計画審議会議案の手続き状況をご覧ください。

令和6年1月12日に開催しました、第201回三重県都市計画審議会においては、1件ご審議いただきました。

第1835号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきましては、鈴鹿市内における産業廃棄物処理施設、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設を設置することに伴い、その敷地の位置が都市計画上支障がないことをご確認いただきました。

本件は、令和6年1月25日に許可されております。
以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告についてご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

※ 意見・質問なし

5 議事

(1) 第1836号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：浅野会長

では次に議案の審議に入ります。

本日ご審議いただきます議案は、三重県知事から付議がありました3議案でございます。

はじめに、第1836号議案産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局から説明お願いいたします。

○事務局：建築開発課 西口課長補佐兼班長

建築開発課の西口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第1836号議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議いただくものでございます。

お手元のピンク色の議案書に沿ってご説明をさせていただきますが、議案書の内容を、パワーポイントにまとめたものをご用意しておりますので、前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

はじめに、建築基準法第51条許可の制度についてご説明をさせていただきます。

建築基準法第51条により、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、そして産業廃棄物処理施設など、政令で定める処理施設は、都市計画決定されたものでなければ、新築等してはならないと規定されております。

しかし、ただし書きにおいて、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合などはこの限りでないとしております。

その他政令で定める処理施設とは、建築基準法施行令第130条の2の2により、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設とされております。

今回の議案の施設については、廃プラスチック類を主体とした可燃系の廃棄

物の処理施設となります。

廃棄物処理法施行令に定める第7条第7号の廃プラスチック類の破砕、廃棄物処理法施行令第7条第8の2号の木くずまたはがれき類の破砕の産業廃棄物処理施設に該当し、その処理能力がいずれも1日当たり5トンを超えるため、建築基準法第51条による許可が必要となるものでございます。

それでは、今回の施設の概要についてご説明をさせていただきます。

申請者は三重中央開発株式会社です。

伊賀市治田地内の約5,000 m²の敷地において、1日当たりの処理能力、16時間換算になりますが、廃プラスチック類は592トン、木くずは928トン、がれき類は2,848トンの破砕施設を計画しております。

申請者の三重中央開発株式会社は、昭和63年に破砕・選別施設と焼却施設の設置のため、建築基準法第51条許可を初めて取得して以降、中間処理や再資源化などの施設や設備を増設するごとに同許可を取得しており、同事業所内ですでに破砕施設、1日当たり900トンが稼働しております。

今回は、平成9年に建築基準法第51条の許可を受けた破砕・選別施設が老朽化したことにより、同事業所内の別の場所に施設の増設を行うものです。

続きまして、位置図をご覧ください。

申請地については、伊賀市の中心部から南西約7キロメートルのところに位置します。名阪国道沿いの白檜インターチェンジの南側に位置します。

次の図は、申請地付近を拡大したものとなります。

黄色の線が三重中央開発株式会社全体の事業所エリアとなります。

今回の建築基準法第51条の申請地は赤ハッチングした部分となります。

図から見切れていますが、北側に工業団地や名阪国道、西側は工業団地、南側は三重中央開発株式会社の最終処分場があります。

続きまして、計画図兼配置図となります。

県道から、伊賀市所有地を経由して事業所内に入ります。

まず、計量施設で計量し、廃棄物を搬入ヤードに搬入し選別いたします。

次に、選別したものを、今回の申請地に設置する破砕機で処理し、屋内のストックヤードに保管をいたします。

その後、焼却施設で焼却処分となります。

次の図は、配置図となります。

今回の申請地は、平成29年に廃棄物処理施設として建築基準法第51条許可を取得した敷地の隣接地となります。

現在は、資材置き場や屋外のストックヤードとして活用されております。

続きまして、破砕施設の平面図となります。

建物内に向かって左奥に破砕機が設置されます。その横に磁力で選別する磁

選機や、手で選別を行い、建物右側のストックヤードに搬入いたします。

その後、自社内の焼却施設で焼却処分する計画となっております。

続きまして、都市計画審議会に付議するにあたり、敷地の位置について、上位関連計画等における土地利用上の妥当性など7項目の観点から、都市計画上支障がないかどうかを検討しました。

まず1点目は、上位関連計画における土地利用上の妥当性でございます。

申請地は、伊賀都市計画区域内の用途地域の指定のない区域となります。

また、伊賀市都市マスタープランにおける伊賀市土地利用基本計画では、申請地は、自動車専用道路等交通利便性の優れた区域において、優良な工業等の立地を図る区域である「工業用地区域」と位置付けられております。

以上により、土地利用については妥当であると考えます。

2点目は、周辺建物の状況です。

今回の敷地を含む三重中央開発株式会社の事業所全体の鳥瞰図となります。

周辺建物の状況については、申請地の東側に県道上野島ヶ原線、北側と西側に工業団地がございます。

最も近い住宅地まで約340メートル、最も近い文教施設の成和西小学校まで約3.5キロメートル、周辺の民家等からも十分距離がある周辺状況と考えます。

3点目は、施設計画の妥当性でございます。

当施設の操業時間については、平常時は午前8時から午後5時までの1日当たり8時間運転を想定しております。

作業人員は常時6人の専任体制で、日曜日は搬入・搬出を含め原則作業を行いません。施設の維持管理については、定期的に点検清掃を実施することとしており、安全衛生面に配慮したものとなっております。

環境部局へ提出されました産業廃棄物処理事業計画書によると、施設で予定している1日当たり250トンの受入量に対し、廃棄プラスチックは1日当たり296トン、木くずは1日当たり464トン、がれきは1,424トンと十分な処理能力があります。

受入ヤードについては、がれき類が約25日分、処理後のヤードも約6日分の容量を有しており、十分な搬入・搬出ヤードの規模を確保していると考えます。

このことから施設計画についても妥当であると考えます。

4点目は、周辺環境への配慮についてでございます。

今回設置する破砕機は、建屋内に設置しており、破砕前、破砕後の両方の廃棄物についても建屋内に保管する計画となっております。

処理物の飛散や流出対策も行われております。事業所全体において、臭気パトロール、安全パトロール、衛生パトロール、騒音振動の測定を実施しており、環境保全に関する措置を実施する計画としております。

以上により、周辺環境に配慮した計画であると考えております。

なお、廃棄物処理法における産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行うにあたり、環境影響評価を実施するなど、環境部局とも協議済みとなっております。

続きまして、5点目の搬入・搬出路の妥当性についてでございます。

廃棄物運搬車両の搬入路については、名阪国道の白檜インターチェンジから県道を経由し、伊賀市の所有地を通り、敷地に入るルートとなっております。

搬出路につきましては、敷地から伊賀市の所有地を通り、工業団地の市道を抜け、名阪国道の白檜インターチェンジに戻るルートとなっております。

このように搬入・搬出路が重複しない計画となっております。

搬入路の県道の幅員については約5メートルから9メートル、搬入・搬出路の市所有地及び工業団地の市道の幅員については約8.9メートルから10.2メートルと十分な幅員がございます。

今回の計画により、運搬車両の台数については、通常運転時において、1日当たり10トン車で10台の増加となる見込みでございます。

搬入・搬出路沿いに人家はなく、搬入・搬出路はいずれも通学路に指定されてございません。一方通行の循環ルートとなることから、歩行者や周辺の交通への影響は少ないと考えております。

なお、搬入・搬出時間は8時から16時までとしており、搬入時の8時から16時の時間については、交通誘導員を常駐させるなど、交通安全面も配慮した計画としております。

以上により、搬入・搬出路についても妥当であると考えております。

続きまして、6点目の関係機関との協議についてでございます。

環境部局では、建築基準法第51条許可と並行し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて設置許可の手続きが行われております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置については、許可される見込みと聞いております。

農政部局、開発部局との協議については、本敷地はすでに建築物の敷地として利用されており、新たに造成行為もないことから、開発許可の手続きは不要となっております。

なお、本施設は一般廃棄物も扱うため、ごみ処理施設としての敷地の位置について、伊賀市都市計画審議会に諮っております。伊賀市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がない旨の答申を、令和6年2月26日付けで答申がなされたと聞いております。

以上により、関係機関との協議は適切に行われており、妥当であると考えております。

最後7点目で、地元との協議における妥当性についてでございます。

本計画については、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく手続きにより、事業計画書の縦覧を行い、地元説明会を開催するなど、地元関係住民等への事業計画に対する説明は適切に行われております。

申請地のある治田地区の自治会とは、防災、環境配慮、交通安全等に関する協定を締結するなど、良好な関係を構築していると聞いております。これまでも騒音等への苦情はなく、地元住民からの理解が得られていると聞いております。

以上により、地元との協議においても妥当であると考えております。

以上、7つの項目について検討を行った結果、いずれも妥当であることから、都市計画上支障がないと認められると判断いたします。

第 1836 号議案の説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：浅野会長

議案の説明は以上でございますが、ご意見あるいはご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

では中平委員、お願いいたします。

○委員：中平委員

ゴミはどこから持ち込まれるのかと、ゴミが持ち込まれて、どんどん増えていくことに対して、それが本当に伊賀市のためになってるのかをお聞かせいただければと思います。

○事務局：建築開発課 西口課長補佐兼班長

ゴミについては、県内だけではなく、県外、主に関西からのごみもあると聞いております。事業所は最終処分地もあり、これから 40 年ほど、埋め立て、ごみの処理は可能だと聞いております。

三重中央開発株式会社から話を聞くと、伊賀市とも話をされていて、3R、リユース、リデュース、リサイクルなど、なるべくごみを減らそうと事業所としても協力をしていると聞いております。

○委員：中平委員

ゴミが増えることに対して、伊賀市とか伊賀に住まれてる方は、別段異議はないのかどうなのか、説明の中で「優良」な工業等の立地を図る区域に建てるとなっているが、「優良」という表現が、ごみの処分として適切な表現なのかと思ひまして。

○事務局：建築開発課 西口課長補佐兼班長

三重県都市計画審議会の諮る前に、一般廃棄物のごみ処理施設について、伊賀市都市計画審議会に諮っていますが、ごみが増えることについて問題がないと伊賀市から説明されたと聞いております。

ただ、伊賀市としては、ごみを増える状況については懸念しているので、県外とか地域外のごみについては有料化も考えていると聞いております。ごみを抑制しようと伊賀市としても取り組んでいると聞いております。

○議長：浅野会長

いかがですか。よろしいですか。

○委員：中平委員

はい。

○議長：浅野会長

その他いかがでしょうか。

米倉委員、お願いいたします。

○委員：米倉委員（代理：和藤様）

1点質問をさせていただきたいんですけど、「⑦地元との協議」という部分で、地元説明会の実施を経て地域住民の合意形成手続きが終了していると、地元との関係は良好と書いています。真ん中では、近隣の治田地区と協定を締結しているとありますが、治田地区が一番近い住宅団地とは反対の方向のため、その住宅団地の方との関係はどういう状況かご説明をお願いいたします。

○事務局：建築開発課 西口課長補佐兼班長

地元の説明については、隣接する15の土地所有者と2つの自治会に説明をしていると聞いてます。

治田地区については、敷地は真ん中から左側が治田地区、右側が予野地区で、協定を結んでるのは治田地区と聞いております。

ただ、青葉台住宅団地がある予野地区の自治会とも協議し、事業については了承していただいていると聞いております。

○議長：浅野会長

その他いかがでしょうか。

私の方から1点確認させていただきますが、事業自体は民間事業で、産業廃棄

物を破碎するというので、必要な施設なので、いずれ必要なものをどこに配置するのかという問題だと思いますが、民間がやる事業に対して、都市計画上、場所に問題がありませんというのをこの場で確認しているわけです。

気になるのは、県道上野島ヶ原線の幅員が9メートルあればいいんですが、5メートルのところに10tトラックが何台も走ることが、幅員が十分かということも必ずしもそうではないと思います。これを改善するには、県道ですから県が整備をして、その部分を少なくとも9メートルにするということは、考えられてしかるべきだと思います。それはやらないで、この場で十分な幅員があるからということで、追認していいのかということに引っかかりがあります。

逆にいうと、県としては5メートルのまま変えないけれど、幅員が十分じゃないからここでは事業をやめてくださいというのが、安全を見れば、そういう言い方もあり得ると思います。

ここで事業をやるということは、幅員が、5メートルの部分でも大丈夫だという根拠はどこなんですか。例えば、非常にその区間が短くて問題がないとか、市道の部分は9メートルあるということですからいいのかもしれませんが、先ほどのお話ですと特段歩行者もいなくて影響はありませんということですが、事業者専用の道路じゃないので、その点いかがでしょうか。

○事務局：建築開発課 西口課長補佐兼班長

どこの部分が狭い部分かは書いてございませぬが、一部分だけ、5メートルと狭い幅員になっているところがございます。

最初、事業者から計画を聞いたときに、9メートル以上にはしてほしいと要望はしましたが、なかなか難しいというので、狭い部分が一部ありますが、ほとんどは9メートルと広い幅員があるということで、今回の計画については、問題ないと判断をいたしました。

ただし、5メートルが良いとは思ってませぬので、今後、さらなる事業計画があるときには、引き続き、幅員の拡幅をしていただけないかと、お願いになると思いますけれども、言っていきたいと思っております。

○議長：浅野会長

わかりました。ぜひその点をうまく解決するように進めていただければと思う次第です。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見ございませぬようでしたら、原案が適切であると判断したいと思います。ご異議ございませぬでしょうか。

※ 意見・質問なし

それでは第 1836 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、原案が適切であると判断しまして、三重県知事に原案通り答申したいと思っております。

(2) 第 1837 号議案「四日市都市計画区域区分の変更について」

○議長：浅野会長

では続きまして第 1837 号議案、四日市都市計画区域区分の変更についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 小野課長

都市政策課の小野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは第 1837 号議案、四日市都市計画区域区分の変更について説明いたします。

本案件は、四日市都市計画区域内の市街化調整区域の 2ヶ所を市街化区域に編入することについてご審議をお願いするものです。

前方のスクリーンをご覧くださいとともに、少し見えづらい部分がございますので、お手元のピンクの表紙の参考資料 13 ページ以降も同じ内容の資料を用意しておりますので、こちらもどうぞご覧ください。

参考資料の 13 ページでございます。

はじめに、区域区分について説明いたします。

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る観点から、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に分けることをいいます。

市街化区域とは、都市計画法第 7 条第 2 項に定義されており、すでに市街地を形成している区域、及び、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。

市街化調整区域は、都市計画法第 7 条第 3 項に定義されており、市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

この区域区分は、都道府県が都市計画決定するものとなっており、また、都道府県の決定案件は、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画決定することとなっていることから、今回この三重県都市計画審議会に付議しているものとなります。

今回の四日市都市計画区域区分の変更は、中村地区と小林地区の 2ヶ所、合計約 10.6 ヘクタールを市街化区域に編入するものです。

この 2ヶ所の位置は、それぞれスクリーンに示すところでございますが、具体的な位置は次のスライドで説明いたします。

まず、中村地区です。

東名阪自動車道四日市東インターチェンジ付近に位置し、今回、工業系の土地利用を図るものとして、約 10.3 ヘクタールを市街化区域に編入します。

次に、小林地区です。

四日市市中心部から約 7 キロメートル、南西部に位置し、県道宮妻峡線に接する地区となります。今回、住居系の土地利用を図るものとして、約 0.3 ヘクタールを市街化区域に編入します。

その変更概要です。

2つの地区は現在、市街化調整区域であり、ともに市街化区域に隣接する形で、地区計画に基づく民間開発が進行している区域であることから、すでに市街地を形成している区域、及び、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

ここで地区計画を決定すると、なぜ民間開発が進むかを説明させていただきます。

地区計画とは、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした市町が決定する地区レベルの都市計画のことをいいます。

これを市街化調整区域に決定すると、都市計画法第 34 条第 10 号を要件とした開発許可が可能となり、市街化調整区域でもまちづくりができるようになります。

それでは、各地区の具体的な変更内容について説明いたします。

まず、中村地区です。

スクリーンには中村地区を拡大した航空写真を映しております。

はじめに、この地区における都市計画の決定変更の経緯を説明いたします。

この辺り一帯は市街化調整区域ですが、工業系の土地利用を図るため、四日市市が平成 20 年に中村工業地区地区計画として、地区計画を決定しました。これにより開発行為が可能となり、造成工事が進みました。さらに、工業系土地利用の範囲を広げるため、平成 28 年及び令和 2 年に地区計画の範囲を拡大し、現在は黄色の枠で示した範囲となっております。

また、地区計画の決定拡大のたびに、地区計画の区域内でインフラ等、一定の都市基盤の整備が進んだことから、平成 25 年、平成 30 年と段階的に市街化区域に編入し、現在は赤のメッシュで示した範囲が市街化区域となっております。

今回の変更は、残る地区計画の部分についても、一定の都市基盤の整備が進んだことから、これまでと同様に市街化区域を拡大するものでございます。

今回、市街化区域に編入する区域は、赤の着色部分となっております。

面積は約 10.3 ヘクタールで、周辺と合わせて一団の工業系土地利用が可能となっております。

それでは、中村地区の現在の写真をご覧ください。
右下、図面上に矢印で写真撮影方向を示し、順次現地写真を示していきます。
ご覧いただいている写真は、北東からの写真で、工場の建設工事が進行している
様子が見えます。

次に、北側から撮影した写真です。

工場の状況です。こちらからも工事が進行している様子が見えます。

次に、北側から市道上に撮影した写真です。

市街化区域に編入する区域は、左側部分となります。道路などのインフラも整備されています。

次に、西側から市道沿いに撮影した写真です。

また、次は、同じく西側からですが、角度を変えて撮影した写真です。

上の部分ですね事業者名を確認することができます。キオクシアという事業者名が書いてございます。

このように、今回市街化区域に編入する区域には工場が立地してきており、工業系の土地利用が図られています。

よって、中村地区は、都市計画法第7条第2項に規定されている市街化区域の定義である、すでに市街地を形成している区域、及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に該当します。

以上が中村地区の市街化区域編入についての説明でございます。

続きまして、小林地区です。

スクリーンには、小林地区を拡大した航空写真を写しています。

はじめに、都市計画決定変更の経緯を説明いたします。

この辺り一帯は市街化調整区域ですが、一団の住宅系土地利用が図られていたことから、計画的な土地利用を図るため、四日市市が昭和60年に小林地区地区計画として、地区計画を策定しています。

平成11年には一団の住宅系土地利用が図れるようになった範囲を、平成30年には住宅が可能な土地が少なくなったことから、地区計画の範囲を拡大し、現在は黄色の枠で示した範囲となっています。

また、昭和60年、平成11年と段階的に市街化区域に編入し、現在は赤のメッシュで示した範囲が市街化区域となっております。

今回の変更は、残る地区計画の部分についても、一定の都市基盤の整備が進んだことから、これまでと同様に市街化区域を拡大するものでございます。

今回、市街化区域に編入する範囲は赤の着色部分です。

面積は約0.3ヘクタールで、周辺と合わせて一団の住居系土地利用が可能となっています。

小林地区の現在の状況です。

道路、公園、宅地から成る地区で、いずれも整備済みです。

宅地については、13 宅地中 12 宅地で建築工事が完了しています。

それでは、小林地区の現在の写真をご覧ください。

こちらも右上、図面上に矢印で写真撮影方向を示し、順次現地の写真を示して参ります。

まず、北西から撮影したものです。

写真、左側が小林地区となります。

続いて、南西から撮影したものです。

こちらは南東から撮影したものになります。

手前の宅地を残して、すべて一戸建ての住宅が建築されています。

こちらは北東から撮影したものです。道路の整備も完了しております。

最後に、地区計画内の公園です。すでに供用されています。

このように住宅が立地してきており、住居系の土地利用が図られています。

よって小林地区は、都市計画法第 7 条第 2 項により、市街化区域として定義されているすでに市街地を形成している区域、及び、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域に該当します。

以上で小林地区の市街化区域編入についての説明を終わります。

最後に、四日市都市計画区域の保留人口フレームについて説明いたします。

四日市都市計画区域内における令和 12 年の市街化区域内人口は、30 万 7,000 人と推計できます。一方、現在の市街化区域で収容が可能な人口規模は配分する人口として表示されている 30 万 5,000 人と推計できます。

その差は約 2,000 人で、これが保留人口フレームとなり、この分、住居系の市街化区域の拡大が可能となります。

今回小林地区の人口フレームは 2,000 人に収まるため、編入する規模としては妥当となります。

また、その変動も微小であるため、都市計画で定めている数値において、見かけ上の変更はございません。

なお、中村地区は工業系のみ土地利用となることから、この考え方は適用されません。

これでスクリーンを用いての説明を終わります。

続きまして、お手元の議案書につきまして説明いたします。

事前に配布しております都市計画審議会議案、製本されてますピンクの表紙の都市計画審議会議案書の 1837 の 1 をご覧ください。

議案書の 1837 の 1 でございます。

こちらは四日市都市計画区域区分の変更の計画書でございます。

次に、議案書 1837 の 2 は新旧対照表となっております。

続いて、1837 の 3、1837 の 4 はいずれも理由書となっております。

そして、1837 の 5 が中村地区、次の 1837 の 6 が小林地区の位置図でございます。

そして、1837 の 7 が中村地区、次の 1837 の 8 が小林地区の計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和 5 年 12 月 10 日から同月 26 日までの間縦覧しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、四日市市からは、当議案について、令和 6 年 2 月 29 日に異存無き旨の回答をいただいております。

以上をもちまして、第 1837 号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：浅野会長

では、議案の説明は以上でございますので、ご意見ご質問を伺いたいと思います。ご発言ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では増田委員いいですか。

○委員：増田委員

これは最初に区分を変更してから開発が始まるわけではなく、開発が始まったから区分が変更されるという順番について、こういう形で開発が進んでいいのでしょうか。

○議長：浅野会長

では、事務局からご回答お願いいたします。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

県土整備部都市政策課の仲矢でございます。

先に市街化区域編入してから開発するという手法もございますが、現在の三重県の市街化区域編入方針として大きく 2 つあります。

まず 1 点目が、県及び市町のマスタープランと整合性を確認すること、2 点目は特に計画的な市街化が見込まれるというところの確認手法で地区計画が出てまいります。計画的な市街化が見込まれ、先に市街化区域編入することによって具体的な計画を聞いて編入することもあります。地区計画をもって各市町において担保し編入することが確実ということで、三重県ではこの形で編入させていただきます。

○議長：浅野会長

よろしいですか。

手法が2つあるということで、編入の前に開発が進むという方法もありますということでした。その他いかがでしょうか。

では中平委員、お願いします。

○委員：中平委員

この議案書の1837の2ページに新旧対照表がありますが、新と旧どこが違うのか教えていただいてよろしいですか。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

今回、人口フレームを一部変更してはいますが、数字丸めておりまして2,000人という表記になってございます。変更する数字が非常に小さいもので、計算しますと四日市都市計画の保留人口フレーム2,251人に対して、小林地区の変更が29人でございますので、差し引き2,222人となりまして、見かけ上変更がないという形になります。

○議長：浅野会長

よろしいですか。丸め込んでから、変わらないと。

○委員：中平委員

丸め込んだのなら、どこかに書いた方がいいと思います。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

かしこまりました。次回の区域区分編入の際は説明を加えさせていただこうと思います。

○議長：浅野会長

その他いかがでしょうか。

私の方から1点教えていただきたいんですけども、通常、市街化調整区域でも建ぺい率とか容積率、高さ制限を決めている場合があると思います。四日市市の場合、建ぺい率、容積率はあると思いますが、高さ制限はどうなっていますか。このキオクシアもそうですけど、例えば熊本県菊陽町のTSMCの半導体工場も非常に高さが高いです。高さ制限があると思いますが、四日市市の場合はどうされてるのか、教えていただければと思います。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

説明は、中村工業地区の方だけでよろしかったでしょうか。小林地区はよろしかったですか。

○議長：浅野会長

中村の方だけでいいです。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

わかりました。

現行の市街化調整区域での高さ制限は、大きく分けると2つあります。まず、道路斜線制限がございまして、敷地の反対側の道路の境界から勾配 1.5 をとっております。今回、中村工業地区は、工業専用地域で市街化区域に編入しますが、工業専用地域の場合、この道路斜線制限の勾配、市街化調整区域と同じく 1.5 がございますので、高さ制限は変わらないということになります。

もう一つ、隣地斜線制限がございまして、道路とは違って、隣の敷地に影を落としたり、風通しを悪くしないようなための制限がございまして、市街化調整区域の場合は、原則 20 メートルで、20 メートルから上は勾配 1.25 を掛けていくという形となりますが、工業専用地域になりますと緩和されまして、31 メートルを超える部分は勾配 2.5 を取る形で、高さについて緩和されるということになります。

環境面では、中村工業地区は事業者 1 社でございまして、周りの土地の環境については、悪化するということにはございません。

○議長：浅野会長

ということは、絶対高さみたいな制限は、最初からなかったということですね。市街化調整区域の時に建っているわけですから、隣地斜線制限が 20 メートルにプラス勾配 1.5 を満足してたと。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

はい。この中で収まっております。

○議長：浅野会長

わかりました。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

長田委員さん。

○委員：長田委員

先ほどの質問の 1837 の 2 ですが、次回から変更といいますと、議事録にこのままの資料が残って、同じ資料で新旧対照表は残るように思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

都市計画の図書としましては従前からこのような形で表記させていただいておりますので、支障ないとさせていただきたいところです。

都市計画の図書の一部に細かい人口フレームの計算式をつけてありますので、変わってるということが記載されないということはありませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○委員：長田委員

それであれば結構ですが、資料として見たときに、新旧が同じのはいかがなものかなと思いますので、次回からよろしくをお願いします。

○事務局：都市政策課 仲矢主査

かしこまりました。

○議長：浅野会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご意見いただきましたけれども、問題となるような点はございませんでしたので、原案が適切であると判断したいと思います。よろしいでしょうか。

※ 意見・質問なし

では、1837 号議案、四日市都市計画区域区分の変更については、原案が適切であると判断しまして、三重県知事に原案通り答申いたします。

(3) 第 1838 号議案「桑名都市計画道路の変更」

○議長：浅野会長

では 3 つ目でございます 1838 号議案、桑名都市計画道路の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 小野課長

続きまして、第 1838 号議案、桑名都市計画道路 3・4・2 号大垣桑名線の変

更について説明いたします。

先ほどと同様に、スクリーンでご説明させていただきますが、参考資料の 27 ページに同じ内容の資料を用意しておりますので、こちらも合わせてご覧ください。

今回変更を行う箇所は、国道 258 号の一部区間でもあり、都市計画法の規定により、県の決定が必要な案件であるため、県の都市計画審議会に付議いたします。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。

最初に今回変更を行う、大垣桑名線の路線の概要について説明いたします。

大垣桑名線は、昭和 40 年 12 月に都市計画決定した桑名市福岡町を起点とし、桑名市多度町柚井字境川を終点とする延長 1 万 5,420 メートル、代表幅員 20 メートル 4 車線の道路です。

この大垣桑名線は、岐阜西濃・滋賀方面から名古屋港・四日市港への物流軸を担う産業道路である国道 258 号の一部区間でもあります。

また、桑名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、通称「県マスタープラン」においては、広域連携と区域内連携の双方に資する道路として、機能の維持や強化を図る道路に位置付けられております。

今回変更を行う箇所は、赤丸でお示しする都市計画道路、桑名北部東員線との交差点部分になります。

それでは、今回変更を行う交差点における現在の都市計画決定の内容について説明いたします。

交差点の構造については、平成 4 年の桑名北部東員線の都市計画決定に合わせて決定されており、立体交差構造となっております。

図は計画図です。

ともに 4 車線の大垣桑名線と桑名北部東員線の交差となることから、道路構造令第 28 条第 1 項の車線の数 4 以上ある普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとするに基づき、立体交差構造で都市計画決定したものです。

桑名市において、桑名北部東員線の車線数を 4 車線から 2 車線にする都市計画変更がなされることから、当該交差点の構造を立体交差から平面交差へ変更を行うものです。

このように、今回の変更は、桑名北部東員線の変更に伴うことであることから、その変更の内容と理由についても、これより説明いたします。

桑名北部東員線の概要についてです。

この桑名北部東員線は、平成 4 年 8 月に都市計画決定しており、桑名市大字播磨字鳥打の大垣桑名線交差部を起点とし、東員町大字穴太字東住還を終点とす

る延長約 8,450 メートル、代表幅員 16 メートルの道路です。

このうち、起点から都市計画道路大山田播磨線までの延長約 1,480 メートルの区間は、幅員 25 メートルの 4 車線で都市計画決定されています。

桑名北部東員線は、住宅市街地内を経由せずに、背後地域との交通を主要幹線道路と連結させることにより、市街地内の交通を削減し、交通の円滑化と、良好な住環境の確保の効果が期待されている環状線として、桑名市のマスタープランに整備を推進する道路に位置付けられています。

また、路線周辺は、県と市のマスタープランにおいて、産業系での土地利用をめざす地域として指定されており、東名阪自動車道の大山田パーキング周辺にあります播磨西部地区及び工業団地であるテックベース桑名の東側の多度町南部地区で、工業団地造成を目的とした土地区画整理組合設立準備委員会が設立されるなど、近年、工業地としての開発が活発な地域となっています。

これらの地域と東名阪自動車道や国道 258 号を結ぶアクセス道路として、桑名北部東員線の需要が急速に高まっていくことを受け、桑名市では、令和 6 年度の事業化を目指し、それに向けて都市計画変更の手続きを進めています。

次に、桑名北部東員線に関わる主な出来事について説明します。

平成 4 年 8 月の当初都市計画決定以降、桑名市マスタープランの策定・改定により、同路線の位置付けや沿道土地利用計画の変更を行う変更が行われてきました。

桑名市で実施しました都市計画道路の見直しでは、東名阪自動車道の大山田パーキングスマートインターチェンジ設置を見据え、多度工業団地などの産業誘導ゾーンとのアクセス機能を有する道路として存続する道路となっています。

今回これらの契機を踏まえて、都市計画変更を行うものです。

それでは、桑名北部東員線の変更の理由と内容の概要について説明いたします。

まず、変更の理由としましては大きく 2 つございます。

1 つ目は、桑名市が沿道土地利用計画を変更したことです。

平成 4 年の当初都市計画決定当時、住居系用途の土地利用計画としていましたが、工業系用途へ方針転換しています。

2 つ目は、将来交通量の見直しを行ったことです。

令和 4 年に桑名市が実施しました道路ネットワークの将来交通量を見直した際、当初見込んでいなかった新名神高速道路や東海環状自動車道などの新たな道路ネットワークの形成を考慮することで、将来交通量が路線全体の平均及び 4 車線区間ともに減少する結果となりました。

次に、変更内容としましては大きく 3 つございます。

1 つは、将来交通量の見直しに伴う車線数の変更です。

先に説明しましたように、4車線区間を2車線へ変更を行います。

2つ目は、車線数変更に伴う、大垣桑名線交差点構造の変更です。

当初4車線で大垣桑名線と立体交差する計画でしたが、2車線へ変更することから平面交差へ変更します。交差点の区域は、大垣桑名線と1つにしているため、桑名北部東員線の変更とあわせて、本審議案件である大垣桑名線の変更が必要となり、同時に都市計画変更を行う予定です。

3つ目は、沿道土地利用計画に伴う歩道計画の変更です。

両側歩道の計画から片側歩道へ変更を行い、これに伴って、幅員及び名称の変更も生じます。

引き続き、これらの変更理由と内容を詳しくこれから説明いたします。

スクリーンには、平成4年の当初決定時の桑名市の土地利用の計画を示しています。

緑色で着色している部分は、当時、すでに住居系の用途として土地利用が行われていました。今お示ししました緑の二重線で囲まれた部分については、当時の桑名市西部丘陵地区整備基本構想によって、将来住宅地としての整備を行う地域とされていた箇所であり、桑名北部東員線は、住宅地内の主要な道路として位置付けられていました。

このため、住宅地開発による市街化と、それに伴う人口増加を考慮し、起点側から約1,480メートルの区間の将来交通量は、当時の計画道路規格で4車線整備を要する交通量である1日当たり1万2,000台を超える約1万4,500台を見込んでいたため、4車線の計画としていました。

しかしながら、当初決定から約30年が経過し、人口は減少傾向となり、右側の円で囲われた部分では、住宅系土地利用の構想はなくなり、市のマスタープラン等においても、産業系土地利用を目指す地域へ方針転換されています。

なお、左側の円で囲われた部分は、現在、陽だまりの丘として住宅地整備が完了し、実際に住宅系土地利用がなされています。

次に、方針転換後の沿道土地利用計画についてです。

今お示ししました、水色の二重線で囲まれた部分は、市のマスタープランにおいて、生産物流地域に指定されているおよその範囲であり、工業団地の設置を促し、立地を誘導する地域となっています。

このうち、水色で着色している部分は工業専用地域となっており、すでに工業系の土地利用が行われています。

今お示ししました水色の実線で囲まれた部分は、すでに都市計画決定されている工業系の地区計画となります。

さらに、お示ししました水色点線で囲まれた部分は、これから工業系地区計画の決定を行う予定があります。

ご覧のとおり、工業系土地利用の開発が活発な地域となっています。

例としまして、こちらが、多度御衣野東部地区周辺の開発状況の写真です。
多くの工場が立地していることがわかります。

次に、将来交通量の見直しについてです。

令和4年に桑名市が道路ネットワークの将来交通量の見直しを実施しており、こちらが見直しに用いた将来の道路ネットワーク図になります。

紫色が自動車専用道路、茶色が国道、黄色が県道、黄緑色が市道になり、青色で示しているのが桑名北部東員線になります。

見直しにおいては、沿道土地利用計画や人口減少を考慮し、当初決定時には見込んでいなかった新名神高速道路や東海環状自動車道などの新たな道路ネットワーク網の形成を考慮しています。

さらには、東名阪自動車道の大山田パーキングスマートインターチェンジの新規計画も考慮しています。

このスマートインターチェンジは、令和5年9月に準備段階調査箇所として、国の採択を受けており、新規事業化に向けて動き出しています。

これらを踏まえて、桑名北部東員線の将来交通量を見直したところ、路線全体での平均の交通量は1日当たり約7,700台という結果となりました。

4車線で計画されている区間は、平成4年の当初決定時は住居系の土地利用として各宅地からの発生交通量を見込んでいたため、1日当たり約1万4,500台以上の交通量が予測されていましたが、これが約8,000台まで減少し、現在の計画道路規格における4車線整備が必要となる交通量1日当たり9,000台を下回る結果となりました。

今後、沿道の工業系土地利用の促進により、本地域を通行する交通量は、現状よりは増加するものの、当初決定時の住居系土地利用において想定していた将来交通量は下回る結果となりました。

引き続き、変更内容について説明いたします。

桑名北部東員線は市決定にて、スクリーンでお示しした変更を行う予定です。

このうち、車線数の変更に伴い、大垣桑名線との交差部分を立体交差から平面交差に変更を行うため、これに伴って、大垣桑名線においても都市計画変更が必要となりました。

スクリーンには、現在の計画における桑名北部東員線の横断図を示しています。

上が2車線区間、下が4車線区間の標準的な横断図です。

一方、こちらが変更後の横断図になります。

2車線区間、4車線区間ともに幅員12メートル、片側歩道の計画に変更します。また、住居系用途から工業系用途へ沿道土地利用が変更し、歩道利用者が減

少することから、両側歩道を片側歩道へ変更します。

今回変更を行う当該交差点は、2車線道路と4車線道路の交差となることから、道路構造令の解説と運用に記載のいずれか一方の普通道路が2車線の場合は、平面交差を原則とするに基づきまして、交差部分を立体交差から平面交差へ変更を行います。

図は今回の変更の設計図となります。

黄色の着色の変更前の区域が、赤線で示した区域に変更となります。

こちらが変更後の交差点詳細図となります。

大垣桑名線は、桑名北部東員線の接続に伴い、右折レーンの車線を整備することとなります。

最後に、都市計画決定の経過と今後の予定について説明いたします。

住民説明会は、令和5年7月20日に桑名市が実施しました。

また、都市計画案の縦覧については、令和6年1月19日から同年2月2日の間、三重県と桑名市において実施し、3名の縦覧がありましたが、いずれも意見書の提出はありませんでした。

さらに、計画案に関する意見聴取を関係する桑名市に行い、異存なしの回答をいただいております。

今後、令和6年5月中旬に、桑名市が決定する桑名北部東員線の変更とあわせて、決定告示を行うよう手続きを進めていく予定です。

以上でスクリーンを用いた説明を終了しまして、続きましてお手元の議案書をご覧ください。

議案書の1838の1をご覧ください。

こちら桑名都市計画道路の変更の計画書となります。

次に、1838の2が新旧対照表となっております。

括弧書きのゴシック斜体に変更前の内容となっております。

表中の構造の中の地表式の区間における鉄道等との交差の構造をご覧くださいますと、幹線道路3・4・62桑名北部東員線と立体交差、こちらがバーとなっております。なくなり、削除されています。

その下の幹線道路と平面交差6ヶ所が、幹線道路と平面交差7ヶ所に変更となっております。

こちらが新旧対照表でございます。

次に、1838の3が理由書でございます。

次に、1838の4が位置図となっております。

次に、1838の5が計画図です。

次に、1838の6が参考図としまして、変更後の交差点の計画図でございます。

そして、1838の7も参考図で、変更前の交差点の計画図です。

以上で、第 1838 号議案の説明を終了させていただきます。
ご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長：浅野会長

それでは、ご意見ご質問等伺いたと思いますが、いかがでしょうか。
では中平委員、お願いいたします。

○委員：中平委員

将来交通量の推計をされて減少しているということだと思えますが、住宅地がなくなったというところのみで推計されているのか、あるいは将来何らかの工場がある程度立ったという想定で推計されているのかというところを教えてください。なぜかといいますと工業地帯を作りますと、通勤あるいは帰宅のピーク時間に、かなりの渋滞が発生しているというような地区も多々見られますので、教えていただければと思います。

○事務局：都市政策課 鈴木主幹兼係長

将来交通量推計に関しましては、今のスクリーンにある範囲の道路ネットワークをすべて考慮した形で将来交通量推計を行っております。

先ほど、中平委員のおっしゃられた、この住居系の用途がなくなったところもありますし、将来的に工業系の土地利用、需要が見込まれるということに関しても、この推計には見込んで計算しております。

○議長：浅野会長

ということでございますが、よろしいでしょうか。
その他いかがでしょうか。
では今井委員、お願いいたします。

○委員：今井委員

先ほどのご質問の時間帯での集中というのが非常に気になります。将来、工業団地や様々な住宅の方々の移動の状況を見て、例えば、4車線と国道 258 号なので立体交差にするのを 2車線にしたので平面にすると、都市計画道路は今後広げられないということになるんですか。将来必要なときでも、広げる場合は、もう 1 回立体交差にしないといけなくなるのかとか、そういったことまで想定されて今回決められたということでもいいんでしょうか。将来もう広げられない道と考えていいのか、教えてください。

○議長：浅野会長

では事務局お願いいたします。

○事務局：都市政策課 鈴木主幹兼係長

現時点から将来 25 年先の交通量をもって、人口減少とか想定されるネットワークとかも考慮して、4 車線が必要な交通量がなくなったので 2 車線ということでございますが、もし、将来的に、その社会情勢が今よりも変化して、例えば、桑名市の人口が増加するとか、工業系や住居系の土地利用も想定されていないような変化が起きてきたら、絶対に平面が立体にならないということもゼロではないです。今の時点では、平面での計画が妥当という判断でご提案してますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長：浅野会長

よろしいでしょうか。

○委員：今井委員

もし広げる場合、立体交差に必ずしないといけないのか、そうなった場合にはまた違うやり方があるのかということもあろうかと思うので、聞かせてもらいました。ご回答ありがとうございました。

○議長：浅野会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご意見ございませんようですので、原案が適切であると思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

※ 意見・質問なし

それでは、1838 号議案、桑名都市計画道路の変更については、原案が適切であると判断しまして、三重県知事に原案通り答申いたします。

最後に、次回審議会の予定議案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

事務局から次回、第 203 回審議会の予定議案について連絡いたします。

例年ですと、7 月下旬から 8 月中旬にかけて、審議会の開催を予定しておりますが、現時点で予定しております議案はございません。

今後の状況により開催することとなりましたら改めて連絡させていただきますので、その節はよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長：浅野会長

ということです。ご質問よろしいですね。

※ 意見・質問なし

では以上をもちまして議事を終了したいと思います。

この後の進行は事務局にお返しいたします。

○事務局：都市政策担当 小菅次長

浅野会長におかれましては、進行いただきどうもありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして、第 202 回三重県都市計画審議会を終了いたします。

なお、車でお越しのお越しの方は、お帰りの際に駐車券をお渡しさせていただきますので、受け付けの方へお立ち寄りください。

今日はどうもありがとうございました。